

■令和2年度 第三計画期間 第一区分事業所 認定基準、ガイドライン改正表

番号	区分	種別	ページ	項目	現行	修正後
1	1	基準	12,38,51	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	女子便所への擬音装置の導入	女子便所への擬音装置の導入
2	1	基準	12,38	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。	女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。
3	1	基準	12	II 3d.6 便所洗面・湯沸室への局所給湯システムの導入	宿泊施設、医療施設及び熱供給施設は評価項目から除外する。	原則、宿泊施設、医療施設及び熱供給施設は評価項目から除外する。
4	1	基準	41	III 1a.4 熱のエネルギー効率の実績	(評価点が0点の場合は、トップレベル事業所の必須要件を満足しない。)	(必須項目であり、かつ、評価点が0点の場合は、トップレベル事業所の必須要件を満足しない。)

番号	区分	種別	ページ	項目	現行	修正後
1	1	ガイドライン	10	第二部 第2章 1 図2.1	※2 令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請は、12月末日までとする。	削除
2	1	ガイドライン	12	第二部 第2章 2 (2)	登録検証機関は、評価書の全ての評価項目に対して、地球温暖化対策推進状況に係る調書、根拠書類等による確認及び現地における確認を行い、誤りがないかを確認する。検証の際には、認定申請事業所は自己評価時に作成した地球温暖化対策推進状況に係る調書等の書類の提出、現地の確認への対応等を行う必要がある。	登録検証機関は、評価書の全ての評価項目に対して、地球温暖化対策推進状況に係る調書、根拠書類等による確認及び現地における確認(情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認を含む。以下同じ。)を行い、誤りがないかを確認する。検証の際には、認定申請事業所は自己評価時に作成した地球温暖化対策推進状況に係る調書等の書類の提出、現地における確認への対応等を行う必要がある。
3	1	ガイドライン	12	第二部 第2章 2 (3)	ただし、令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請は、12月末日までとする。	削除
4	1	ガイドライン	14	第二部 第2章 3 (1)	ただし、令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請に係る検証は、4月から12月までの間に実施することとなる。	削除
5	1	ガイドライン	17	第二部 第2章 3 (3)	設備又は各室に関する現地での確認、	設備又は各室に関する現地での確認、
6	1	ガイドライン	21	第二部 第3章 1 (1)	特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所は、その年度の翌年度から削減義務率を減少する期間の終了年度(第三計画期間にあっては令和6年度)までの期間について、毎年度、条例第5条の15第1項の基準への適合状況について自己評価し、6月末日までに報告するものとする。	特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所は、その年度の翌年度から削減義務率を減少する期間の終了年度(第三計画期間にあっては令和6年度)までの期間について、毎年度、条例第5条の15第1項の基準への適合状況について自己評価し、次年度の6月末日までに報告するものとする。
7	2	ガイドライン	33	第三部 第1章 2 (3)	Excel 2003	Excel 20032016
8	2	ガイドライン	37	第三部 第1章 2 (4)	Excel 2003	Excel 20032016
9	1	ガイドライン	118	II 3a.11 空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 同一系統の空調2次ポンプ	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 同一系統 <sup>※1</sup> の空調2次ポンプ  ※1：同一系統とは、一つの密閉回路又は開放回路で水を循環するものとする。
10	1	ガイドライン	140	II 3b.5 エレベーター機械室の温度制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。
11	1	ガイドライン	141	II 3b.6 電気室の温度制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。
12	1	ガイドライン	177	II 3c.4 照明のゾーニング制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御とは、3/4点灯以下の点滅が可能なシステムで、	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御とは、3/4点灯以下の消費電力で点滅が可能なシステムで、

13	1	ガイドライン	198	II 3d.5	女子便所への擬音装置の導入	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【評価内容】 女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便器数に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 女子便所に擬音装置が導入されている場合は、主たる便所の大便器数に対する割合を選択する。</p> <p>【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/>女子便所に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/>主たる女子便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【評価内容】 女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便器数に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 女子便所の個室に擬音装置が導入されている場合は、主たる女子便所<sup>※1</sup>の大便器数に対する割合を選択する。</p> <p>※1：主たる便所とは、基準階の便所、客用便所等（多目的便所含む）とし、評価対象としての主たる便所は、男子便所のみ、女子便所のみでも可とする。</p> <p>【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/>女子便所の個室に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/>主たる女子便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>
14	1	ガイドライン	199	II 3d.6	便所洗面・湯沸室への局所給湯システムの導入	<p>【緩和措置】 宿泊施設、医療施設及び熱供給施設は評価項目から除外する。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 主たる用途が宿泊施設、医療施設又は熱供給施設で、中央給湯システムがある場合は、「対象外の用途」を選択する。</p>	<p>【緩和措置】 原則、宿泊施設、医療施設及び熱供給施設は評価項目から除外する。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 主たる用途が宿泊施設、医療施設又は熱供給施設で、中央給湯システムがある場合は、「対象外の用途」を選択する<b>してもよい。</b></p>
15	1	ガイドライン	226	III 1a.8	熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 熱源機器の効率向上のために、いずれかの熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整<sup>※1</sup>が実施され、その実施記録がある場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：冷温水出口温度設定値の調整とは、温水ボイラーを含む熱源機器からの冷温水、冷水、温水の出口温度を季節ごとに（季節により負荷が変わらない場合は、年間を通して）調整し、できる限り効率の良くなる水温に設定することとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 熱源機器システム全体の効率向上のために、いずれかの熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整<sup>※1</sup>が実施され、その実施記録と<b>運転実績データにより省エネ効果を確認できる</b>がある場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：冷温水出口温度設定値の調整とは、温水ボイラーを含む熱源機器からの冷温水、冷水<b>又は</b>温水の出口温度を季節ごとに（季節により負荷が変わらない場合は、年間を通して）調整し、できる限り効率の良くなる水温に設定することとする。</p>
16	1	ガイドライン	239	III 1b.6	空調運転時間の短縮	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (3) 主たる室用途の評価は、コアタイム又は営業時間の終了5分以上前に空調機の停止が実施され、その実施記録がある場合は、その室の床面積の主たる室用途の床面積に対する割合を選択する。なお、コアタイム又は営業時間を過ぎた残業時間帯に空調を再起動する場合であって、空調延長時間の終了5分前に停止しているときは、実施と見なす。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (3) 主たる室用途の評価は、コアタイム<b>又は、</b>営業時間<b>又は空調申請時間</b>の終了5分以上前に空調機の停止が実施され、その実施記録がある場合は、その室の床面積の主たる室用途の床面積に対する割合を選択する。<b>なお、コアタイム又は営業時間を過ぎた残業時間帯に空調を再起動する場合であって、空調延長時間の終了5分前に停止しているときは、実施と見なす。</b></p>
17	1	ガイドライン	271	III 1f.1	外部に面する出入口の開閉の管理	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 主たる用途が熱供給施設の場合は、「熱供給施設」を選択する。</p>	削除
18	1	ガイドライン	301	別表第1	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	
19	1	ガイドライン	307	第1号様式その4	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	
20	1	ガイドライン	316	第1号様式その13	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	
21	1	ガイドライン	323	第1号様式その20	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	II 3d.5 女子便所への擬音装置の導入	

※ページ数は、2020年4月公開版のページ数を示す。

■令和2年度 第三計画期間 第二区分事業所 認定基準、ガイドライン改正表

番号	区分	種別	ページ	項目	現行	修正後
1	2	基準	12,39,69	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	女子便所への擬音装置の導入	女子便所への擬音装置の導入
2	2	基準	12,39	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。	女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。

番号	区分	種別	ページ	項目	現行	修正後
1	2	ガイドライン	10	第二部 第2章 1 図2.1	※2 令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請は、12月末日までとする。	削除
2	2	ガイドライン	12	第二部 第2章 2 (2)	登録検証機関は、評価書の全ての評価項目に対して、地球温暖化対策推進状況に係る調書、根拠書類等による確認及び現地における確認を行い、誤りがないかを確認する。検証の際には、認定申請事業所は自己評価時に作成した地球温暖化対策推進状況に係る調書等の書類の提出、現地の確認への対応等を行う必要がある。	登録検証機関は、評価書の全ての評価項目に対して、地球温暖化対策推進状況に係る調書、根拠書類等による確認及び現地における確認(情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認を含む。以下、同じ。)を行い、誤りがないかを確認する。検証の際には、認定申請事業所は自己評価時に作成した地球温暖化対策推進状況に係る調書等の書類の提出、現地における確認への対応等を行う必要がある。
3	2	ガイドライン	12	第二部 第2章 2 (3)	ただし、令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請は、12月末日までとする。	削除
4	2	ガイドライン	14	第二部 第2章 3 (1)	ただし、令和2年度に限り、準トップレベル事業所認定申請に係る検証は、4月から12月までの期間に実施することとなる。	削除
5	2	ガイドライン	17	第二部 第2章 3 (3)	設備又は各室に関する現地での確認、	設備又は各室に関する現地での確認、
6	2	ガイドライン	21	第二部 第3章 1 (1)	特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所は、その年度の翌年度から削減義務率を減少する期間の終了年度(第三計画期間にあっては令和6年度)までの期間について、毎年度、条例第5条の15第1項の基準への適合状況について自己評価し、6月末日までに報告するものとする。	特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所は、その年度の翌年度から削減義務率を減少する期間の終了年度(第三計画期間にあっては令和6年度)までの期間について、毎年度、条例第5条の15第1項の基準への適合状況について自己評価し、6月末日までに報告するものとする。
7	2	ガイドライン	33	第三部 第1章 2 (3)	Excel 2003	Excel 20032016
8	2	ガイドライン	39	第三部 第1章 2 (4)	Excel 2003	Excel 20032016
9	2	ガイドライン	115	II 1b.6 熱源2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 同一系統の熱源2次ポンプ	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 同一系統 <sup>*1</sup> の熱源2次ポンプ  ※1：同一系統とは、一つの密閉回路又は開放回路で水を循環するものとする。
10	2	ガイドライン	167	II 2a.2 電気室・エレベーター機械室の温度制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 オ・・・、年間を通して常にファンの電源が停止されている。
11	2	ガイドライン	194	II 2b.3 照明のゾーニング制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御とは、3/4点灯以下の点滅が可能なシステムで、	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 ※1：間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御とは、3/4点灯以下の消費電力で点滅が可能なシステムで、

12	2	ガイドライン	207	II 2c.4	女子便所への擬音装置の導入	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【評価内容】 女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 女子便所に擬音装置が導入されている場合は、主たる便所の大便秘数に対する割合を選択する。</p> <p>【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/>女子便所に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/>主たる女子便所の大便秘数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【評価内容】 女子便所に擬音装置が、主たる女子便所の大便秘数に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p> <p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 女子便所の個室に擬音装置が導入されている場合は、主たる女子便所<sup>※1</sup>の大便秘数に対する割合を選択する。</p> <p>※1：主たる便所とは、基準階の便所、客用便所等（多目的便所含む）とし、評価対象としての主たる便所は、男子便所のみ、女子便所のみでも可とする。</p> <p>【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/>女子便所の個室に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/>主たる女子便所の大便秘数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>
13	2	ガイドライン	245	III 1b.7	熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 熱源機器の効率向上のために、いずれかの熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整<sup>※1</sup>が実施され、その実施記録がある場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：冷温水出口温度設定値の調整とは、温水ボイラーを含む熱源機器からの冷温水、冷水、温水の出口温度を季節ごとに（季節により負荷が変わらない場合は、年間を通して）調整し、できる限り効率の良くなる水温に設定することとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 熱源機器システム全体の効率向上のために、いずれかの熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整<sup>※1</sup>が実施され、その実施記録と運転実績データにより省エネ効果を確認できるがある場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：冷温水出口温度設定値の調整とは、温水ボイラーを含む熱源機器からの冷温水、冷水、又は温水の出口温度を季節ごとに（季節により負荷が変わらない場合は、年間を通して）調整し、できる限り効率の良くなる水温に設定することとする。</p>
14	2	ガイドライン	537	別表第1	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	
15	2	ガイドライン	549	第1号様式その6	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	
16	2	ガイドライン	562	第1号様式その19	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	
17	2	ガイドライン	578	第1号様式その35	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	II 2c.4 女子便所への擬音装置の導入	

※ページ数は、2020年4月公開版のページ数を示す。



■令和2年度 第三計画期間 検証ガイドライン改正表

番号	区分	種別	ページ	項目		現行	修正後
1	-	ガイドライン	12	第二部 第2章 4		認定申請事業所における実地調査の前に、事業所の範囲について確認しておくことが望ましい。	認定申請事業所における実地調査 <u>(情報通信技術 (ICT) を活用し写真や動画等を用いた確認を含むものとする。以下同じ。)</u> の前に、事業所の範囲について確認しておくことが望ましい。
2	-	ガイドライン	14	第二部 第3章 1		評価項目に対する検証では、別表第1に示すとおり、一部の評価項目に対して現地確認 (評価項目の評価内容等が認定申請事業所の実態と整合しているかについて、認定申請事業所の現地において設備機器の目視等により確認することをいう。以下同じ。) を行わなければならない。	評価項目に対する検証では、別表第1に示すとおり、一部の評価項目に対して現地確認 (評価項目の評価内容等が認定申請事業所の実態と整合しているかについて、認定申請事業所の現地において設備機器の目視 <u>又は情報通信技術 (ICT) を活用し写真や動画等</u> により確認することをいう。以下同じ。) を行わなければならない。
3	1	検証チェックリスト	60	II 3d.5	女子便所への擬音装置の導入	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【検証チェック項目】  <input type="checkbox"/> 女子便所に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。  <input type="checkbox"/> 主たる女子便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価項目】 <u>女子</u>便所への擬音装置の導入</p> <p>【検証チェック項目】  <input type="checkbox"/> <u>女子</u>便所の個室に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。  <input type="checkbox"/> 主たる <u>女子</u>便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>
4	2	検証チェックリスト	94	II 2c.4	女子便所への擬音装置の導入	<p>【評価項目】 女子便所への擬音装置の導入</p> <p>【検証チェック項目】  <input type="checkbox"/> 女子便所に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。  <input type="checkbox"/> 主たる女子便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価項目】 <u>女子</u>便所への擬音装置の導入</p> <p>【検証チェック項目】  <input type="checkbox"/> <u>女子</u>便所の個室に擬音装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。  <input type="checkbox"/> 主たる <u>女子</u>便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>